

関西国際大学社会学部卒業論文・制作に関する内規

2024（令和6）年4月1日施行

（趣旨）

第1条 この内規は、関西国際大学履修規程第3条の規定に基づき、社会学部（以下「本学部」という。）において卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（以下これらを「卒業研究」という。）を受講する学生が取り組む卒業論文・制作について、必要な事項を定めるものとする。

（題目の登録）

第2条 卒業論文・制作を提出する予定の学生は、3月末に卒業する場合は当該年度の10月末日、9月末日に卒業する場合は当該年度の4月末日を期日として、別に定める登録の書式により、卒業研究担当教員を通じて学科長にその題目を提出し、登録しなければならない。この場合において、登録後の題目の変更は、原則として認めない。

2 前項に規定する期日が、土曜日又は休業日に当たる場合は、直前の土曜日又は休業日でない日を期日とする。

3 卒業論文・制作の題目は、本学部での学習と直結する分野及び内容に限るものとする。

（書式等の形式）

第3条 卒業論文・制作の書式及びや装丁その他の形式については、学科が別に定める執筆及び制作に関する要領に基づくものとする。

（提出期限）

第4条 卒業論文・制作は、学科が別に定める期限までに提出しなければならない。

（提出方法）

第5条 卒業論文・制作は、PDFファイル（Portable Document Format）形式にて学科が別に定める電磁的方法により提出するものとする。

（審査）

第6条 卒業論文・制作の審査は、卒業研究の担当教員及びその他の専任教員との複数名で行うものとする。

（再試験）

第7条 卒業論文・制作の再試験については、これを行わない。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附 則

この内規は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この内規は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第5条に規定する提出方法については、2021年度生以前の年度生のうち、卒業論文・制作を履修中の学生の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

（改正内容）

3 この内規における改正内容は、次のとおりである。

（1）提出方法をPDFファイルのみに改めるため、第5条を改正する。